

防災・減災、国土強靱化対策の拡大・充実を求める意見書

近年、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に我が国はさらされている。このような自然災害に、事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化への取り組みは、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、防災のための重要インフラ等の機能維持や、国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策として、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が取りまとめられた。

これを受け、全国の地方公共団体では、平成30年度から令和2年度にかけ、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置を積極的に活用し、南海トラフ地震や頻発する豪雨災害等に備えた早期の取り組みを行うことが可能になった。

しかしながら、地方公共団体においては、住民の生命及び財産を守るため、津波対策や河川改修、浸水、土砂災害、ため池補強対策など、令和3年度以降も継続して取り組む事項であることから、更なる対策の強化が求められる。

よって、国においては、地方公共団体が緊急対策期間後も、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け事業を推進することの必要性を踏まえ、防災・減災等対策に必要となる予算・財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化対策が、より一層の推進が図られるよう、下記事項について、特段の措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 3か年緊急対策後も、継続して国土強靱化対策を推進すること。また、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。
- 2 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

袋井市議会議員 戸塚文彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）様